○厚生労働省告示第百四十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、平成三十年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、平成二十年四月から平成二十八年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条第一項、第九十条第一項及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成三十年四月に平成二十八年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、平成二十年四月から平成二十八年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成三十年四月に平成二十八年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、平成二十年四月から平成二十八年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成三十年四月に平成二十八年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、平成二十年四月から平成二十八年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成三十年四月に平成二十八年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、一七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、二六〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、五二〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、三一〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、一六〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、一三〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一五、二八〇円
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	一五、六一〇円

別表第二

平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一一、三八〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一一、四四〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一一、六四〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一一、四七〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一一、三六〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一一、三五〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一一、四六〇円
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	一一、七〇〇円

別表第三

平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、五八〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	七、六三〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	七、七六〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	七、六五〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	七、五八〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	七、五七〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	七、六四〇円
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	七、八〇〇円

別表第四

平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、七九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	三、八一〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	三、八八〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	三、八二〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	三、七八〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	三、七八〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	三、八二〇円
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	三、九〇〇円

○厚生労働省告示第百四十三号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第五条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成三十年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額

平成三十年四月一日から平成三十年九月三十日までの間に、平成二十五年四月から平成二十八年三月までの各月分に係る政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第一項に規定する後納保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、五八〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一五、五九〇円
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	一五、七六〇円